

# 伊勢市立有緝小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

本校では、「いじめの防止」などを推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていける取り組みについてまとめるとともに、重大な事案などに対処するために、「いじめ防止基本方針」を策定する。

### いじめの定義【いじめ防止対策推進法第2条】

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

## 1 いじめの未然防止のための取り組み

子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員一人一人が分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

そして、学校教育目標「自他の人格を尊重し、意欲的に活動し、実践力のある子を育てる」の達成をめざして『わかる・つながる・学び合う子ども』の育成に努める。

### めざす子どもの姿

- ☆学ぶ意欲を持ち、すすんで学習・運動・読書に取り組む子ども
- ☆よく聞き・自分の考えをわかりやすく表現できる子ども
- ☆自分も仲間も大切にできる子ども
- ☆安全・健康に関心の持てる子ども

## 本年度の行動計画

- ① 協働的な学び  
主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
- ② 学ぶ意欲を高め、夢を持つ  
体験学習、出前授業を通じたキャリア教育
- ③ 基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん）の定着、けがの予防  
危険予測・危険回避能力の育成
- ④ 自分も仲間も大切にできる  
人を思いやる心や励まし合う心を育てる
- ⑤ 安全・安心な学校  
「自分の命を自分で守る」危険予測、危険回避能力の育成

## 2 いじめの早期発見・解決に向けての取り組み

### (1) いじめの早期発見に向けて

- ① 「いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるものである」という基本認識に立ち、全ての教職員が子どもの様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身につける。
- ② 様子がおかしいと感じた子がいる場合には、学年会や職員会議などの場において気付いたことを共有する時間を設けて、より大勢の目で関係する子どもを見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教職員が積極的に働きかけを行い、子どもに安心感をもたせると共に、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、関係する子から悩みなどを聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ いじめ調査、ハイパーQ Uを行い、その後の面談を通して、子どもの悩みや人間関係をきめ細かに把握する。
- ⑤ 子どものインターネットやスマートフォン・携帯電話などの使用状況の現状把握に努め、児童や保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。
- ⑥ 日頃から、家の人たちとの連絡を密にし、子どもの変化について家庭と共有できる関係を構築していく。

### (2) いじめの解決に向けて

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、全教職員で対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもに

対しては、身の安全を最優先に考えるとともに、心のケアを充分に行う。また、いじめている側の子どもに対しては、毅然とした態度で指導にあたるとともに、いじめを行う背景を丁寧に把握し「いじめを二度としない」ということを目指した、きめ細かな指導や支援を長期にわたり行う。

- ③傍観者の立場にいる子どもたちには、いじめられている子どもの立場に立って考えさせるとともに、「どうするべきであったか」「これからどうしていくべきか」考えさせ、実行につながる指導を行う。
- ④いじめの解決にあたっては、教育委員会など関係機関と十分に連携をとり、行動する。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会および所轄警察署などと連携して対処する。
- ⑤家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについて伝えるとともに、家庭での子どもの様子や友だち関係についての情報を集め、指導に活かすようにする。

### 3 いじめ問題に取り組むための組織

#### (1) 学校内の組織

いじめの防止などを実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

##### <構成員>

・校長・教頭・生徒指導担当者・主幹教諭

- ① いじめの早期発見に関すること（いじめ調査、教育相談など）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めること。

##### <開催>

年2回（6月・11月）を定例とし、いじめ事案発生時は緊急開催する。

#### (2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては緊急に生徒指導委員会を開催し、迅速な対応を行うとともに、校長を中心に支援体制をつくり、対処する。

#### **4 重大事案への対処**

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

重大事案発生時の組織

【生徒指導部会、スクールカウンセラー、PTA 会長、学校評議員など】

- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### **5 学校評価における留意事項**

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及び、いじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、本校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見につながる取組に関すること。
- ② いじめの解決につながる取組に関すること。
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

平成26年4月1日制定

令和5年4月4日改定